

4月の税務

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 2 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限 … 4月30日（道府県及び市町村）
- 3 軽自動車税の納付
(1) 賦課期日 … 4月1日
(2) 納期限 … 4月中において市町村の条例で定める日
- 4 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
納期限 … 4月中において市町村の条例で定める日
- 5 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限 … 4月10日
- 6 2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限 … 4月30日
- 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 4月30日
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 4月30日
- 9 8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税） … 半期分
申告期限 … 4月30日
- 10 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 4月30日
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限 … 4月30日
- 12 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等

中央税務会計事務所 ニュース

やり経済に比例して軍事力も？、皆とんはどう認識しよるか？、平和を願う中島	(兵力) (万人)	(軍事費) (億ドル)	《通信欄》新年度になり、国の予算が気になります。世界中競争だらけ、世界の軍事力、カギになり調べてみました。
	(世界1) 中国 233	(世界1) アメリカ 6004	
	(2) アメリカ 149	(2) 中国 1.121	
	(3) インド 132	(3) ロシア 681	
	(4) 北朝鮮 119	(4) サウジアラビア 595	
	(5) ロシア 84	(5) イギリス 570	
	(6) 韓国 65	(6) フランス 523	
	(7) パキスタン 64	(7) 日本 509	
	(8) イラン 52	(8) ドイツ 442	
: 日本 24			

経営者の個人保証 解除のポイント

■経営者保証ガイドライン

経営者個人が連帯保証する「経営者保証」は、多くの中小企業が金融機関から借入れする際に求められるものです。この保証を外せる目安を示した「経営者保証に関するガイドライン」が昨年2月に適用されてから1年余りが経過しました。そこで今回は「経営者保証ガイドライン」の中から保証を解除するためのポイントについて取り上げます。

ガイドラインは、平成26年2月1日から適用されており、金融庁や中小企業庁による要請のもと、金融機関にはガイドラインに則して経営者保証に依存しない融資を求めています。そして経営者保証を解除するた

め、要件を示しています。

■会社と経営者の資産の分離

金融機関は保証解除の判断にあたり、法人の事業用資産の経営者個人所有の解消や法人から経営者への貸付による資金の流出の防止、法人の資産・経理と

ガイドライン項目	具体例
会社と経営者の資産分離	本社・工場・営業車などは会社所有 会社から経営者への貸し付けは行わない 個人としての飲食代などは経費処理しない
財務基盤の強化	業績は堅調で十分な利益と内部留保 業績は不調だが、内部留保で全額返済できる 好業績で今後も返済しうる利益を確保できる
経営の透明性	資産・負債明細など各勘定明細の提出 試算表・資金繰り表などの定期的な報告

経営者の資産・家計を適切に分離することなどを求めています。例えば以下のようなことが想定されます。

経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有している場合、経営者の都合によるこれら資産の第三者への売却や担保提供

等により事業継続に支障をきたす恐れがあります。このため、そのような資産については経営者の個人所有とはせず、法人所有とすることが望ましいと考えられます。

また「自宅が店舗を兼ねている」「自家用車が営業車を兼ねている」など、明確な分離が困難な場合においては、法人が経営者に適切な賃料を支払うことで、実質的に法人と個人が分離しているものと判断されます。

■経理・家計の分離

事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用（飲食代等）について法人の経費処理としないなどの対応が考えられます。

■財務状況

経営者個人の資産を債権保全の手段として確保しなくても、法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る財務状況が期待されています。例えば、以下のような状況が考えられます。

・業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分であること。
・業績はやや不安定ではあるもの

の、業況の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断し得ること。
・内部留保は潤沢とは言えないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高いこと。

■信頼性の高い情報開示

正確かつ信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する必要があります。具体的に次ぎのような対応が考えられます。

・貸借対照表、損益計算書の提出のみでなく、これら決算書上の各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）の提出。
・期中の財務状況を確認するため、年に1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告。

◇経営者保証ガイドラインの詳細◇
日本商工会議所HP
<http://www.jcior.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>
全国銀行協会HP
<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

◆平成27年度税制改正大綱◆ ふるさと納税制度の拡充 ～ワンストップ制度の創設など～

「平成27年度税制改正」については、今号を手にとられている頃には、国会で成立間近、もしくは成立した直後かと思えます。今回の税制改正大綱には、地方創生を推進するための施策として、「ふるさと納税制度」の拡充が盛り込まれています。

ふるさと納税とは出身地や応援したい自治体に寄附すると、寄附金のうち2000円を超える一定の部分については、所得税・住民税から全額控除される仕組みです。

しかも、多くの自治体が返礼に地元の特産品などを贈ることが恒例化し、サービスの良いところに寄附する例が急増しています。

ただし、控除を受けるためには、寄附した翌年に確定申告をすることが条件になっています。

◆特例控除額の上限の引上げ

今回の改正により、これまで1割だった個人住民税の特例控除額の上限額が、平成28年度分以後の個人住民税から2割に引上げられます。

例えば、年収700万円の夫婦子なし世帯の場合、現行の寄附金控除対象の寄附の上限は5万5000円ですが、単純計算で11万円までが寄附金控除の対象になります。

◆ふるさと納税ワンストップ 特例制度の創設

また、これまで控除を受けるための条件となっていた確定申告の手続きは、平成27年4月1日以降の、確定申告が不要な給与所得者等の寄附については、5つの自治体までなら申告不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。ただし、6カ所以上に寄附する場合は、従来通り全ての寄附の受領書を添えて確定申告をする必要があります。

なお、自営業者や高所得のサラリーマン等は、この特例は適用されません。

一方、各自治体に対しては、最近の行き過ぎた特典競争を抑制するよう要請するとしています。

雇用保険からの助成金は、通常は65歳未満の人を対象としますが、65歳以上の人を対象としている助成制度もあります。今回は「高年齢者雇用開発特別奨励金」を紹介します。この奨励金は、65歳以上の高年齢者をハローワーク等の紹介で、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れた場合に一定額を助成するものです。

■受給要件

- 対象となる65歳以上の労働者をハローワーク等から雇用保険の一般被保険者として雇入れたこと。
- 対象労働者は1週間20時間以上の労働が見込まれること。
- 対象労働者を助成金対象期間（1年）の終了後も引き続き雇用することが見込まれること。
- 資本・資金・人事・取引等の状況から判断して、事業主と密接な関係にないこと。
- 65歳以上の労働者を雇用する前6ヶ月、そして、65歳以上の労働者を雇用した後の6ヶ月間に、他の労働者を会社都合によって解雇せず、かつ勸奨退職させていないこと。

■対象労働者

- 雇い入れに係わる事業主以外の事業主と1週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない人。
- 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れた人。

高年齢者雇用開発特別奨励金 —65歳以上の人を雇い入れた時

● 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上あった人。

ただし、雇い入れ日の前日から過去3年間に雇用関係等、雇い入れに係る事業所で就労したことがある人を再び同一事業所に雇い入れる場合は対象となりません。

■支給額

対象労働者（対象期間1年）に支払われた賃金相当の一部として次ぎの金額が助成されます。（6ヵ月ごとの第1期、第2期の支給対象期に分けて支給されます）

- 1週間の所定労働時間30時間以上：90万円（大企業50万円）
- 1週間の所定労働時間20時間以上30時間未満：60万円（大企業30万円）

詳しくは厚労省HP

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou/roudou/koyou/kyufukin/fokutei/kouneireihini>